

# 前橋市子ども・子育て支援事業計画

概要版

平成 27 年度 ▶ 平成 31 年度



前橋市

# ● 「子ども・子育て支援新制度の内容」

## ■ 子ども・子育て支援新制度とは

子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、平成 24 年 8 月に「子ども・子育て支援法」という法律が成立しました。

前橋市では、この法律など、いわゆる「子ども・子育て関連 3 法」に基づいて、幼児期の教育・保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていきます。

### 子ども・子育て関連 3 法

- 子ども・子育て支援法
- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）の一部を改正する法律
- 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（改正児童福祉法を含む）

## ■ 子ども・子育て支援新制度の目的

### 1 質の高い幼児期の教育・保育を総合的に提供

幼稚園と保育所の良さをあわせ持つ「認定こども園」制度の普及を目指すこととされています。「認定こども園」は、幼児期の教育・保育、地域の子育て支援を総合的に提供できる施設とされ、設置手続きの簡素化や財政支援の充実・強化などにより普及を進めることとされました。

### 2 地域のニーズに応じた多様な子育て支援の充実

すべての家庭を対象に、親子が交流できる拠点を増やすなど、地域のニーズに応じた多様な子育て支援を充実させるため、財政支援を強化するとされています。

### 3 待機児童を出さないための保育の量的拡大・確保

地域のニーズを踏まえ、教育・保育施設を計画的に整備するとともに、少人数の子どもを預かる保育（小規模保育（5人以上、19人以下の施設）など）の地域型保育事業への財政支援を行い、計画的に待機児童を出さないようにしていくこととされています。

## ■子ども・子育て支援新制度のポイント

### 1 「施設型給付」「地域型保育給付」の創設

- 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）が創設されました。

### 2 認定こども園制度の改善

- 幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督を一本化し、学校及び児童福祉施設として法的に位置づけられました。
- 認定こども園への財政措置が「施設型給付」に一本化されました。

### 3 地域の子育て支援の充実

- 地域の実情に応じた子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブ、一時預かり事業などの「地域子ども・子育て支援事業」）を充実します。

### 4 市町村が実施主体

- 市町村は地域のニーズに基づき幼児期の学校教育・保育・子育て支援の提供について計画を策定し、給付・事業を実施します。

## ■子ども・子育て支援新制度の給付・事業の全体像

### 子ども・子育て支援給付

#### ■施設型給付

認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付

#### ■地域型保育給付

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

#### ■児童手当

### 地域子ども・子育て支援事業

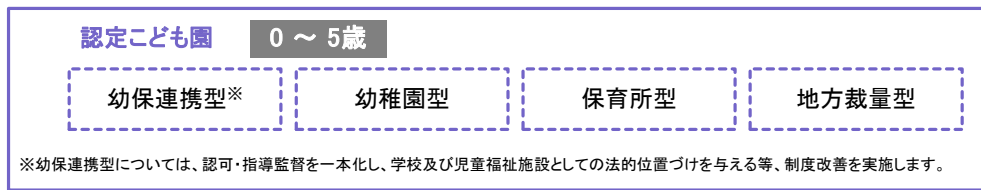
- ①利用者支援事業
- ②地域子育て支援拠点事業
- ③妊婦健康診査
- ④乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤-1養育支援訪問事業
- ⑤-2子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- ⑥子育て短期支援事業
- ⑦ファミリー・サポート・センター事業
- ⑧一時預かり事業
- ⑨延長保育事業
- ⑩病児保育事業
- ⑪放課後児童クラブ
- ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業



## ■子ども・子育て支援法の仕組み

### 施設型給付

認定こども園(4類型)、幼稚園、保育所を対象とした財政支援



#### 幼稚園

3～5歳

※施設型給付の対象となる教育・保育施設として確認を受けない旨の申出を市町村に行った幼稚園に対しては、私学助成及び就園奨励費補助を継続します。

#### 保育所

0～5歳

※私立保育所については、児童福祉法第24条により市町村が保育の実施義務を担うことに基づく措置として、委託費を支弁します。

### 地域型保育給付

新たに市町村の認可事業となる次の4つを対象とした財政支援

小規模保育

家庭的保育

居宅訪問型保育

事業所内保育

※いずれも原則 0～2歳

### 施設型給付等の支援を受ける子どもの認定区分

「認定こども園」「幼稚園」「保育所」「小規模保育等」の教育・保育を利用する子どもについては、以下の3つの認定区分が設けられ、この区分に基づいて施設型給付等(施設・事業者が代理受領)が行われます。

認定区分	給付の内容	利用定員を設定し、給付を受ける施設・事業
1号認定子ども 満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの [子ども・子育て支援法第19条第1項第1号]	●教育標準時間*	幼稚園 ----- 認定こども園
2号認定子ども 満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの [子ども・子育て支援法第19条第1項第2号]	●保育短時間 ●保育標準時間	保育所 ----- 認定こども園
3号認定子ども 満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの [子ども・子育て支援法第19条第1項第3号]	●保育短時間 ●保育標準時間	保育所 ----- 認定こども園 ----- 小規模保育等

\*教育標準時間外の利用については、一時預かり事業(幼稚園型)等の対象となります。

出典：子ども・子育て支援新制度ハンドブック（施設・事業者向け） 内閣府・文部科学省・厚生労働省

## ● 前橋市の方向性

### ■ 前橋市子ども・子育て支援事業計画の策定

前橋市では、平成8年3月策定の「児童育成健全計画」や平成9年3月策定の「母子保健計画」により子育て支援のための施策の基本的方向付けを示し、さらにこれらの計画を網羅したものとして、平成17年3月に「次世代育成支援行動計画（前期）」、平成22年3月に同計画の後期計画を策定しました。

これらの計画を基に、「子どもたちの幸せをみんなの幸せにするために」を基本理念として、すべての子どもが安心して生まれ育ち、すべての親が安心と誇りを持って子育てできる環境を地域協働により整備してきました。

子どもの育ちや子育てが置かれている環境が大きく変化する中、子ども・子育て支援法に基づき、質の高い幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するために、「前橋市子ども・子育て支援事業計画」を策定したものです。

### ■ 計画の視点

#### (1) すべての子どもが幸せに育つことを支援する視点

これから生まれてくる子どもも含め、すべての子どもたちが今も、そしてこれからも健やかに生き生きと輝きながら育っていけるように、子どもたちを包む保健・医療・福祉・教育・社会環境の整備を継続していく必要があります。成長した子どもたちが若い親世代となった時、次世代を担う子どもを生み育てることに、自然と幸せを感じられるように支援します。

#### (2) すべての親が安心と誇りを持って子育てできるよう支援する視点

個人の価値観や生活スタイルが多様化し、核家族化や都市化による地域のつながりの希薄化が懸念される一方で、有形無形の性別役割分担意識は依然として根強く残り、父親の子育てにかかわる時間は不足しがちです。そのため、子育てを一身に担い、家庭でも地域社会でも孤立感を深めている母親は少なくありません。従来からの固定的な性別役割分担を乗り越え、子どもの日々の成長がもたらす子育て本来の感動と喜びを共有し、親自身も親として成長できるような家庭づくりを支援します。

#### (3) 地域の協働により子育てを支援する視点

私たちの社会にとって、子どもたちは希望であり、次代の地域社会を担う人材となる存在です。従って、子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つであり、子どもや子育てをする家庭は、地域社会全体で見守り支援されなければなりません。すべての市民や団体そして企業が、それぞれの立場や役割に応じ子育て地域づくりに参加することで、子どもの成長を地域全体の幸せにできるよう支援します。

## ● 計画の基本的な考え方

### 前橋市子ども・子育て支援事業計画の基本理念

子どもの最善の利益が実現するまちを目指します

### 基本目標1 幼児期の教育・保育、及び地域における子育て支援

少子化により子どもの数や兄弟姉妹の数が減少しており、乳幼児期に異年齢の中で育つ機会が減少しているなど、子どもの育つ環境も変容しています。子どもが安心して育まれるとともに、子ども同士が集団の中で育ちあい健やかに成長できるよう乳幼児期の教育・保育を充実します。また、子どもを安心して産み、ゆとりをもって育てられるよう、子どもや母親の健康を確保するとともに、子育て家庭が地域の支え合いを感じながら子育てができるよう地域における子育て支援を推進します。

#### 基本的施策

- 1 教育・保育施設の充実
- 2 地域子ども・子育て支援事業の推進
- 3 母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進
- 4 子育てに関する相談、情報提供の充実

### 基本目標2 専門的な知識や技術を要する支援

子どもの心身の発達・発育に長期間にわたり大きな影響を及ぼす著しい人権侵害である児童虐待は増加の一途をたどり、深刻な社会問題となっています。こうした社会問題に対して、地域の見守りや関係機関・団体等の連携を図り、未然防止の強化やケア体制の確立を推進します。また、ひとり親家庭が増加していることから、相談体制を充実させ、情報提供等に努めます。

さらに、「ノーマライゼーション」の理念のもとに障害児等への支援及び教育の充実を図り、地域社会で安心して暮らせるように、総合的な施策を推進します。

#### 基本的施策

- 1 児童虐待防止対策の推進
- 2 ひとり親家庭等の自立支援の推進
- 3 障害児施策の充実等

### 基本目標3 職業生活と家庭生活との両立の推進

子育てと職業生活の両立ができるように、多様な保育サービスの充実を図ります。  
また、職場の子育て家庭に対する配慮やワーク・ライフ・バランスを啓発していくとともに、男性の子育て参加を促し、家族全体が協力して子育てへの喜びを感じることができる環境づくりを目指します。

#### 基本的施策

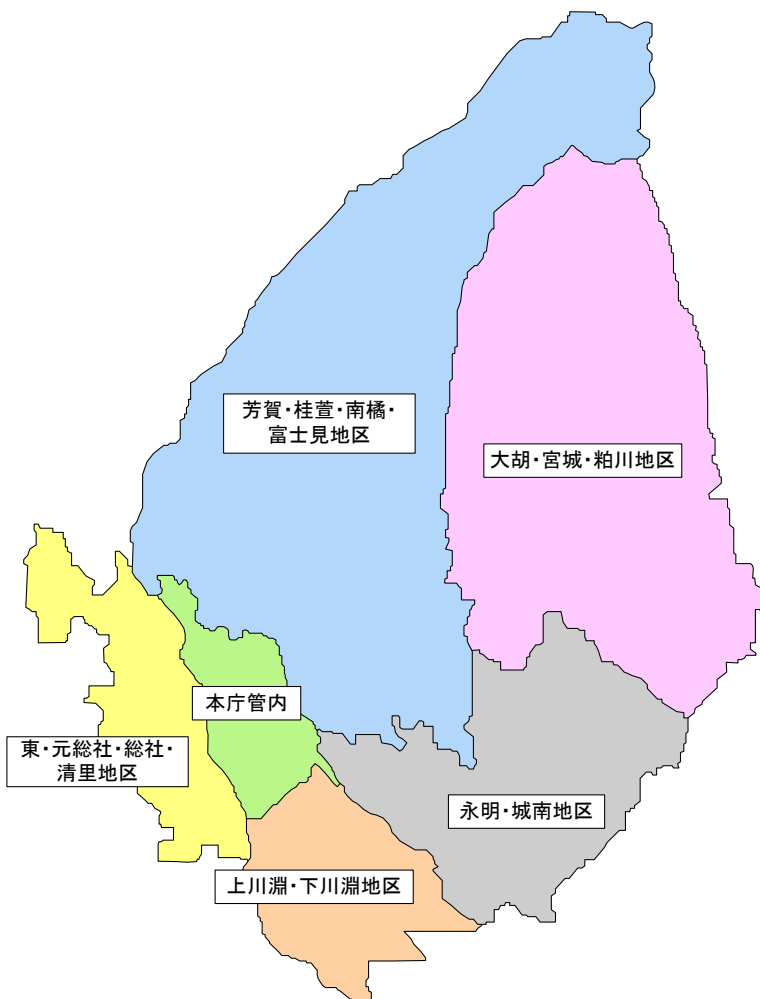
- 1 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

#### ■教育・保育提供区域

子ども・子育て支援法では、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育施設の整備の状況等を総合的に勘案し設定することとしています。

○教育・保育提供区域については、6区域とします。

○地域子ども・子育て支援事業のうち、放課後児童健全育成事業については小学校区、その他の事業については市全域を提供区域とします。



#### [教育・保育提供区域]

- ①本庁管内地区
- ②芳賀・桂萱・南橋・富士見地区
- ③東・元総社・総社・清里地区
- ④上川淵・下川淵地区
- ⑤永明・城南地区
- ⑥大胡・宮城・粕川地区

# ● 計画の推進方策

## 基本目標1 幼児期の教育・保育、及び地域における子育て支援

### 1 教育・保育施設の充実

- 確保の内容は、現状の施設数を維持し、幼稚園から認定こども園への移行などにより、各認定区分の定員数を確保します。
- 市全域で確保できていて、提供区域によって未整備量が出た場合は、区域間の利用調整を図り対応します。

#### (1) 幼稚園・認定こども園【1号及び2号認定、3～5歳児】

市全域（合計）	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①量の見込み					
1号認定	2,926	2,876	2,841	2,814	2,726
2号相当	1,060	1,041	1,028	1,019	988
②確保方策					
1号認定	3,765	4,353	4,322	4,292	4,265
確認を受けない幼稚園	2,619	1,888	1,888	1,888	1,888
合計(②—①)	2,398	2,324	2,341	2,347	2,439

※表中、「2号相当」とは、共働き世帯など本来であれば2号認定となるが、教育の利用ニーズが高いため、1号認定となる者をいう。

#### (2) 保育所(園)・認定こども園など【2号認定、3～5歳児】

市全域（合計）	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①量の見込み（2号認定）					
	4,027	3,956	3,911	3,871	3,752
②確保方策					
教育・保育※1	5,145	5,265	5,321	5,366	5,419
地域型保育					
認可外保育施設※2	0	0	0	0	0
合計(②—①)	1,118	1,309	1,410	1,495	1,667

※1：教育・保育は、認定こども園、保育所(園)

※2：市または県が一定の施設基準に基づき運営費支援などを行っている認可外保育施設など

#### (3) 保育所(園)・認定こども園など【3号認定、0～2歳児】

市全域（合計）	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①量の見込み（3号認定）					
	3,832(766)	3,754(740)	3,683(720)	3,617(701)	3,561(685)
②確保方策					
教育・保育※1	3,415(685)	3,720(749)	3,928(797)	3,935(799)	3,951(804)
地域型保育	0	0	0	0	0
③認可外保育施設※2	403(169)	403(169)	403(169)	403(169)	403(169)
合計((②+③)—①)	-14(88)	369(178)	648(246)	721(267)	793(288)

※1：教育・保育は、認定こども園、保育所(園)

※2：市または県が一定の施設基準に基づき運営費支援などを行っている認可外保育施設など

※：表中( )内は0歳児の内数。



## 2 地域子ども・子育て支援事業の推進

		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
利用者支援事業						
量の見込み (か所)		1	1	1	1	1
確保方策 (か所)		1	1	1	1	1
地域子育て支援拠点事業						
量の見込み (人回)		165,180	159,984	155,208	150,864	147,048
確保方策	(人回)	165,180	159,984	155,208	150,864	147,048
	(か所)	16	16	16	16	16
妊婦健康診査						
量の見込み (人回)		35,070	33,950	35,840	32,200	31,500
確保方策		実施場所：医療機関及び助産所等 実施体制：保健師 4 人×245 日=980 人 事務 1 人×245 日=245 人				
乳児家庭全戸訪問事業						
量の見込み (人)		2,460	2,381	2,316	2,259	2,210
確保方策		実施体制：前橋市保健推進員協議会委託及びこども課地区担当保健師による家庭訪問等				
養育支援訪問事業						
量の見込み (人)		81	79	77	75	73
確保方策		実施体制：こども課地区担当保健師による家庭訪問				
子育て短期支援事業						
量の見込み (人日)		42	42	42	42	42
確保方策	(人日)	42	42	42	42	42
	(か所)	3	3	3	3	3
ファミリー・サポート・センター						
量の見込み (人日)		5,550	5,138	4,770	4,442	4,148
確保方策 (人日)		5,550	5,138	4,770	4,442	4,148
一時預かり事業 (幼稚園型)						
量の見込み (人日)	不定期	4,619	4,537	4,486	4,440	4,303
	常時	37,393	18,368	0	0	0
確保方策 (人日)		42,012	22,905	4,486	4,440	4,303
一時預かり事業 (その他)						
量の見込み (人日)		13,243	12,881	12,581	12,312	11,960
確保方策 (人日)		13,243	12,881	12,581	12,312	11,960
延長保育事業						
量の見込み (人)		3,342	3,261	3,195	3,135	3,047
確保方策	(人)	3,342	3,261	3,195	3,135	3,047
	(か所)	48	52	56	60	64
病児・病後児保育事業						
量の見込み (人日)		7,259	7,082	6,938	6,808	6,616
確保方策 (人日)		1,510	1,510	1,510	4,430	6,616
放課後児童健全育成事業						
量の見込み (人)	低学年	2,553	2,522	2,474	2,390	2,356
	高学年	1,415	1,387	1,378	1,382	1,365
	小計	3,968	3,909	3,852	3,772	3,721
確保方策 (人)		2,794	3,054	3,314	3,534	3,721
実費徴収に係る補足給付を行う事業						
推進方策		平成 27 年度より、生活保護世帯への助成を行い、そのほかの非課税世帯への助成については、必要に応じて検討していきます。				

※「多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」については、必要に応じ事業の実施を検討します。

### 3 母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進

妊産婦から乳幼児、学童期までの切れ目ない母子保健施策を充実させることにより、医療、福祉及び教育分野との連携を強化し、安全・安心な妊娠・出産・育児を支援します。

また、すべての子どもが健やかに育つ社会の醸成に向け、その成長を見守り育む地域づくりを推進し、母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進を図ります。

#### 主な事業

不妊治療支援事業  
母子健康手帳交付  
妊婦健康診査  
マタニティセミナー・パパママ教室  
おなかの赤ちゃんをみんなで守る事業

こんにちは赤ちゃん事業  
乳児健康診査（個別健診）  
幼児健康診査（集団健診）  
あそびの教室  
地区組織との連携

### 4 子育てに関する相談、情報提供の充実

妊娠・出産・育児に対するさまざまなニーズに対応し、子育てに対する保護者等の孤立感や不安感を解消するため相談内容及び体制を整備します。特定教育・保育施設、関係団体などの地域、行政などが連携した相談体制を充実します。また、特定教育・保育施設等の利用を希望する保護者が、産後の休業明けや育児休業満了時から利用できるような環境を整えるために、情報提供や相談支援等を充実します。

#### 主な事業

○窓口健康相談  
○家庭訪問・電話相談  
○健康相談  
○出前健康教室・出前健康相談・おくちげんき教室  
○離乳食講習会  
○発達相談  
○心理相談  
○あそび相談  
○養育支援訪問事業  
○育児グループ支援

○事故予防の普及・啓発  
○こども発達支援センター  
○家庭児童相談室  
○幼児教育相談事業  
○地域子育て支援センター事業  
○元気保育園子育て応援事業  
○乳幼児健全育成相談事業  
○子育て遊び場事業  
○利用者支援事業



## 基本目標2 専門的な知識や技術を要する支援

### 1 児童虐待防止対策の推進

本市においては平成20年に保健師、保育士、教員等の専門職を配置しチーム対応を行う新組織を構築し、児童相談所との役割分担と協働体制の構築による児童虐待への対応の更なる充実を図ることを目的とした、「児童虐待通告の対応に関する覚書」を文書で締結し、より一層の連携強化に努めてきました。

今後、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し虐待の発生を予防するほか、虐待が深刻化する前の早期発見・早期対応の推進に向けて、担当職員のスキルアップと、組織体制の強化を図っていきます。

#### 主な事業

- 要保護児童対策地域協議会
- 家庭児童相談事業

- 児童虐待への対応

### 2 ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭の児童の健全な育成を図るためには、きめ細かな福祉サービスの展開と自立・就業の支援に主眼を置き、子育て・生活支援策、就業支援策、養育の確保策、経済的支援策など総合的な対策を適切に実施していくことが重要です。特に、就業支援の実施にあたっては、公共職業安定所等と十分に連携し、効果的な実施に努めるとともに、相談体制の充実や施策・取組みに関する積極的な情報提供を図ります。

#### 主な事業

- 母子・父子家庭等福祉医療費支給事業
- 児童扶養手当支給事業
- 自立支援教育訓練給付金
- 高等職業訓練促進給付金等事業
- 就業・自立支援事業
- 自立支援プログラム策定等事業

- ひとり親家庭支援事業
- 若年母子家庭等援護友愛事業
- 母子・父子自立支援員の設置
- 母子父子寡婦福祉資金貸付事業
- 災害遺児支援事業
- 母子生活支援施設への入所

### 3 障害児施策の充実等

障害の早期発見・治療のための取組を充実するとともに、乳幼児期を含む早期からの相談体制を構築し、各施設や関係機関などとの連携を図りながら切れ目のない円滑な支援につなげることが重要です。

#### 主な事業

- 特別支援教育事業
- 障害児通所支援事業
- 心身障害児集団活動・訓練事業
- 医療的ケア支援事業
- 小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業
- 自立支援医療費（育成医療）の支給

- 難聴児補聴器購入補助事業
- 障害児相談支援事業
- 親の会の支援
- 障害福祉啓発事業
- こども発達支援センター
- 障害児等への医療給付事業

## 基本目標3 職業生活と家庭生活との両立の推進

### 1 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、子育てや、家庭、地域、自己啓発等にかかる時間をもつことで、健康で豊かな生活を送ることができる社会の構築が求められています。

また、働く女性や共働き世帯が増え、就労形態も多様化するなど、個人のライフスタイルや価値観も多様化しています。

こうした中で、働く人の仕事と生活との両立を推進するために、子育て支援などの社会的基盤の整備や職場環境の改善、事業主及び勤労者の意識啓発など多面的に取り組みます。

#### 主な事業

○男女の雇用機会均等の周知  
○就労相談

○再就職支援  
○仕事と家庭の両立支援の啓発・普及

## ● 計画の推進体制と進捗管理

### ■ 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、各年度における計画の進捗状況の把握・点検を行い、その後の対策や計画の見直しなどに反映させていく必要があります。

進捗状況の把握・点検を行う機関として、市民の代表、学識経験者、関係機関等によって構成される「前橋市子ども・子育て会議」を活用し、本計画の進捗状況の把握・点検を継続的にを行い、子育て支援についての問題提起・提案を行っていきます。

### ■ 計画の点検・評価などの進捗管理

計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するためには、計画の進行状況の定期的なフォローアップが必要となります。特定教育・保育施設等の施設整備や地域子ども・子育て支援事業など必要な事業の推進を図り、施策の計画目標をもとに、毎年の進捗状況を点検・評価するとともに、事業の見直しを含めた計画の着実な推進を目指します。

## 前橋市子ども・子育て支援事業計画

平成 27 年 3 月発行

発 行 前橋市

編 集 前橋市 福祉部 保育課

※平成 27 年 4 月 1 日からこども課は子育て支援課に、保育課は子育て施設課に名称が変わります